平成２６年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目５番12号　楠畑コーポ２―101号
債務者　武　　秋江
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2270番地、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町1945番地１
債務者　松下　　恵（旧姓下園）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
群馬県桐生市宮本町２丁目13番11号
債務者　谷津　昌宏
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２９７号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤2361番地６
債務者　金丸　規雄
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
山梨県甲府市中村町10番18号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町河西637番地３　グランドハイツ山梨102号
債務者　久保　光司
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
山梨県中巨摩郡昭和町河西141番地３　サニーサイド１―112号
債務者　輿水美佐男
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
山梨県南アルプス市吉田891番地　県営豊団地１―304
債務者　山本　正憲
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
山梨県山梨市小原西322番地　グリーンハイツ203号室
債務者　天野　辰夫
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
長野県大町市社5458番地６　グリーンヒル社203号室
債務者　舟根　雄太
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９０号
三重県鈴鹿市十宮３丁目12番21号
債務者　太田垣一夫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２９号
三重県四日市市万古町２番25―705号　レインボー阿倉川
債務者　伊藤辰実こと　孫　　辰実
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
三重県四日市市万古町２番25―705号　レインボー阿倉川
債務者　伊藤文彦こと　崔　　文彦
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
三重県四日市市みゆきヶ丘２丁目1504番地71
債務者　大塚　妙子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
三重県四日市市大字茂福甲472番地
債務者　澄川　和也
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
滋賀県長浜市平方町883番１　コーポ栄、住民票上の住所滋賀県長浜市曽根町816番地
債務者　中川　友子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第８９３号
京都市西京区山田車塚町１番地　アンブランシュ３―D
債務者　**西**　　芳男
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８９号
京都府八幡市八幡三反長40番地の１　ライブタウン広門406
債務者　橋本亜令士
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係